

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		漁業協同組合育成事業補助金		市の担当部課	経済環境部 産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0341	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		愛北漁業協同組合		代表者名	代表理事組合長 江口真一	
関係規定	法令	内水面漁業の振興に関する法律第5条、12条、21条		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	漁業協同組合育成事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度 令和12年度
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		内水面漁場（木曽川）に関し管理権を持つ団体であるため				補助制度検証 —
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		木曽川における鮎等の増殖事業、河川清掃等漁場管理を行い、放流体験等を通じて市民が木曽川に親しみ、河川環境と漁業に理解を深める事業を実施することに対し補助金を交付している。				
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績
		615,000 円		615,000 円		615,000 円
		(615,000 円)		(615,000 円)		(615,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		木曽川における漁業の生産力の増進と漁業の振興を図るため、放流（鮎、うなぎ）を実施している。 また、市内小学生参加による放流体験や自然観察会を実施している。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			16,842,555 円	
		うち補助事業全体の経費			1,975,709 円	
		うち補助対象経費			1,975,709 円	
		補助対象経費の内訳			養殖保護費 1,330,199 円	
					漁場管理費 645,510 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		615,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業実績報告により、事業が実施されたと認められるため。	
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		増殖事業、漁場管理、漁業の振興、自然体験活動等の学習の場の提供等の多面的な行政効果が期待できる。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			2,064,909 円	
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			不明	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		農業団体育成事業補助金（自然薯団体育成事業）		市の担当部課	経済環境部 産業課				
				問い合わせ先	0568-44-0341				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山東部じねんじょ部会		代表者名	会長 宮島 和良				
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農業団体育成事業補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	令和11年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市内で唯一の自然薯生産の発展に尽力している団体であるため				補助制度検証	—		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		自然薯の栽培技術向上及び構成員の人材育成を促進し、特産農産物生産の維持・拡大を図る。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		—		—		50,000 円		50,000 円	
		—		—		(50,000 円)		(50,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		共用農具等の導入及び先進地研修							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			584,651 円				
		うち補助事業全体の経費			136,794 円				
		うち補助対象経費			136,794 円				
		補助対象経費の内訳			需用費（共用農具・資材等）			118,366 円	
					旅費（先進地研修）			18,428 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2					
		補助限度額		50,000円					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	交付決定後に対象経費に変動があった場合、計画変更承認申請に基づき変更交付決定を行うため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		自然薯栽培に必要な共用農具の導入により構成員の育成研修を効果的に行うことができた。また、先進地研修により構成員の生産意欲が向上し、自然薯生産の維持拡大が図られた。							
その他参考事項		—							
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			472,144 円				
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			不明				
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無							—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		農業団体育成事業補助金(果樹団体育成事業)		市の担当部課	経済環境部 産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市果樹園芸組合連合会		代表者名	会長 今枝 茂		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農業団体育成事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	令和11年度	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		当該活動を実施できる団体が他にないため				補助制度検証	—
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		果樹の栽培技術向上及び販売促進を図ることで、市内果樹振興を促進するもの。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算	
		50,000 円		0 円	0 円	50,000 円	
		(50,000 円)		(0 円)	(0 円)	(50,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			—		
		うち補助対象経費			—		
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2			
		補助限度額		15,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	—		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		令和7年度は市の補助金交付を受けず、団体の独自予算で犬山市もも品評会等の事業を実施した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		農業団体育成事業補助金(花き団体育成事業)		市の担当部課	経済環境部 産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市花き園芸研究会		代表者名	会長 保浦 宣司		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農業団体育成事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	令和11年度	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		市内で唯一の花き・園芸生産の発展に尽力している団体であるため				補助制度検証	—
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		花きなど園芸物の出展方法の研究や、販売事業において市民に花きに親しむ環境づくりに対し補助金を交付している。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算	
		15,000 円		15,000 円	0 円	0 円	
		(15,000 円)		(15,000 円)	(0 円)	(0 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			—		
		うち補助対象経費			—		
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2			
		補助限度額		15,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	—		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		令和7年度は市の補助金交付を受けず、団体の独自予算で事業を実施した。 令和8年度より組織体制が変更となったため、補助対象外とする。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		荒廃農地等利活用促進事業補助金		市の担当部課	経済環境部産業課			
				問い合わせ先	0568-44-0341			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者6名		代表者名	—			
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	令和11年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		耕作の放棄等により荒廃した農地の解消により、農地の利用を促進し、地域農業の振興を図るため。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算			
		406,100 円	98,700 円	596,500 円	500,000 円			
		(406,100 円)	(98,700 円)	(596,500 円)	(500,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		耕作の放棄等により荒廃した農地の解消により、農地の利用を促進し、地域農業の振興を図るため。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		1,473,982 円				
		うち補助対象経費		1,473,982 円				
		補助対象経費の内訳		荒廃農地再生活動積算額(土地改良工事積算基準より積算)				1,473,982 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		重機使用有りの場合 10アールあたり60,000円 重機使用無しの場合 10アールあたり50,000円				
		補助限度額		重機使用有りの場合 180,000円 重機使用無しの場合 150,000円				
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	補助事業地等の変更があった場合、変更交付申請に基づき変更交付決定を行う。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		市内農業者により12,463㎡の荒廃農地が再生され、農地として耕作されることにより地域農業の振興が図られた。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市環境保全型農業直接支払補助金		市の担当部課	経済環境部 産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者1名		代表者名	—		
関係規定	法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市環境保全型農業直接支払補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和5年度	補助終了年度 令和11年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があるため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	
		824,600 円		624,000 円		508,800 円	
		(206,150 円)		(156,000 円)		(127,200 円)	
令和8年度予算		894,000 円					
市が補助金を使って実施した事業の内容		有機農業の取組(水稲、大豆、麦)、堆肥の施用等					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		508,800 円			
		うち補助対象経費		508,800 円			
		補助対象経費の内訳		炭素貯留効果の高い有機農業の取組			
				(堆肥の施用) 508,800 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		国1/2、県1/4、市1/4			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業費確定後に額の確定を行い、補助金を支出するため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行ったことにより、有機農業等の環境に優しい農業の取組面積を確保した。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		経営所得安定対策等推進事業費補助金		市の担当部課	経済環境部 産業課			
				問い合わせ先	0568-44-0341			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市地域農業再生協議会		代表者名	会長 酒向 健			
関係規定	法令	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	令和11年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		経営所得安定対策等推進事業を実施することを目的とした組織で、国の経営所得安定対策関連の要綱に位置付けられており、ほかに替わりがないため。			補助制度検証	—		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		経営所得安定対策関連の要綱に定められた必要な事務を実施することで、市内農業者の経営安定を図る						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		
		540,000 円		462,000 円		405,000 円		
		(0 円)		(0 円)		(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		・経営所得安定対策に関する周知 ・交付申請書、営農計画書の配布及び回収 ・水田台帳データの整理						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		405,000 円				
		うち補助事業全体の経費		405,000 円				
		うち補助対象経費		405,000 円				
		補助対象経費の内訳		印刷製本費				135,300 円
				通信運搬費				178,416 円
				雑役務費				990 円
				消耗品費				45,169 円
				人件費(パート職員1名)				45,125 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の10/10(県交付決定の範囲内)				
		補助限度額		未設定				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	交付決定額の全額を補助対象経費として支出			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		経営所得安定対策関連事務の円滑な実施による、市内農業者の経営安定に寄与した。						
その他参考事項		県を経由した国交付金により、同補助金を支出している。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無				

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金		市の担当部課	経済環境部 産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		愛知北農業協同組合		代表者名	代表理事組合長 大藪 泉		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和6年度	補助終了年度	令和11年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地域農業を支える老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援することで、穀類等の品質向上による市内農業者の収入増加及び生産拡大を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		—	—	414,000,000 円	152,384,000 円		
		—	—	(0 円)	(942,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		愛知北農業協同組合の共同利用施設の統合再編のため、市内に新設されるライスセンター内の乾燥調整施設（荷受設備、予備乾燥貯留設備、乾燥設備、粳摺、色彩選別機等の機械設備）の導入					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		759,000,000 円			
		うち補助対象経費		690,000,000 円			
		補助対象経費の内訳		乾燥調製施設一式 690,000,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2、【加算措置】補助対象経費の1/10			
		補助限度額		単年度当たり20億円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業費確定後に額の確定を行い、補助金を支出するため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		地域農業を支える老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化の支援により、ライスセンター事業の省力化や効率化が図られ、新たに導入される色彩選別機により米の品質が安定化し、さらに小麦の乾燥調製が可能となることから、犬山産小麦の生産拡大に寄与する。					
その他参考事項		県を経由した国交付金により、同補助金を支出している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		狩猟免許取得費等補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	令和11年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		有害鳥獣による農作物への被害が拡大しており、わな免許新規取得に必要な経費を補助することにより、捕獲従事者の増員による捕獲強化を促進し、農作物被害の低減を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		31,000 円	10,000 円	0 円	70,000 円		
		(31,000 円)	(10,000 円)	(0 円)	(70,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		令和7年度は申請実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額の2分の1			
		補助限度額		10,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助対象経費確定後に交付申請を受け付けるため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		—					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		新規就農支援補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者4名		代表者名	—		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市新規就農支援補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度 令和10年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		これから農業を開始する者が必要な農業用機械や農業用資材の導入経費に補助金を交付することで、農業の担い手確保の推進を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算	
		1,830,000 円		408,000 円	885,000 円	1,000,000 円	
		(1,830,000 円)		(408,000 円)	(885,000 円)	(1,000,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		農業用機械や農業用資材の購入					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			1,787,963 円		
		うち補助対象経費			1,787,963 円		
		補助対象経費の内訳		農業用機械(草刈機、乾燥機等)) 727,764 円			
				農業用資材(噴霧器、農薬、肥料、果樹袋等 1,060,199 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2			
		補助限度額		300,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	交付決定後に対象経費に変動があった場合、計画変更承認申請に基づき変更交付決定を行う。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		農業用機械や農業用資材の購入を支援し、新たに農業を始める者が4名確保された。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		収入保険加入支援補助金		市の担当部課	経済環境部産業課			
				問い合わせ先	0568-44-0341			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者14名		代表者名	—			
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市収入保険加入支援補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度 令和11年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		自然災害、農作物の価格下落など、農業者の経営努力では避けられない、様々なリスク対応への支援をすることにより、市内農業者の農業経営の安定化を図り、地域農業の持続的な発展に資する。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算	
		387,000 円		405,000 円		410,000 円	537,000 円	
		(387,000 円)		(405,000 円)		(410,000 円)	(537,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		市内の13農業経営体へ自然災害等のリスクに備える農業経営収入保険制度の加入支援を行った。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—			
		うち補助事業全体の経費			1,160,747 円			
		うち補助対象経費			1,160,747 円			
		補助対象経費の内訳			加入者負担保険料			923,600 円
					事務費			237,147 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2				
		補助限度額		100,000円				
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助対象経費確定後の申請となるため。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		農業者の経営努力では避けられない災害等の収入減少リスクに対して補填される農業経営収入保険への加入を促進し、市内農業者が離農するリスクの低減を図ることにより、地域農業の持続的発展につながっていく。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		農産物等ブランディング推進補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者4名		代表者名	—		
関係規定	法令	食料・農業・農村基本法第9条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農産物等ブランディング推進補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和6年度	補助終了年度	令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市の特産農産物（桃、自然薯、二の宮みかん）の生産拡大や農産物等の6次産業化等による付加価値向上の取組を支援することにより、市内農産物等のブランディングを推進し、地域農業等の振興を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		—	1,294,000 円	1,090,000 円	1,000,000 円		
		—	（1,294,000 円）	（1,090,000 円）	（1,000,000 円）		
市の補助金を使って実施した事業の内容		桃栽培のための圃場整備・機械導入等による生産拡大 アイスクリームブレンダーによるブルーベリーの加工					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		2,393,100 円			
		うち補助対象経費		2,393,100 円			
		補助対象経費の内訳		機械等購入費（アイスクリームブレンダー、草刈機等）		1,676,300 円	
				施設整備費（圃場整備、苗木定植等）		716,800 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2			
		補助限度額		機械購入・施設整備費 300,000円 調査研究・販路開拓開発費 100,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	交付決定後に対象経費に変動があった場合、計画変更承認申請に基づき変更交付決定を行う。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		市の特産農産物である桃53本の生産拡大が図られた。 加工品の製造に必要な機械の導入支援により、新たにブルーベリーのアイスクリームが製造・販売された。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		農業近代化資金等利子補給補助金		市の担当部課	経済環境部 産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		愛知北農業協同組合		代表者名	代表理事組合長 大藪 泉		
関係規定	法令	農業近代化資金融通法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	農業近代化資金利子補給補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度 令和11年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		農業者が資本整備の高度化による生産性の向上や農業経営の合理化に必要な施設資金の融通を円滑にするため、近代化資金等の融資を受けた際の利子分を市が補給する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		24,399 円	15,476 円	7,922 円	37,000 円		
		(24,399 円)	(15,476 円)	(7,922 円)	(37,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		融資機関を通じ、融資利子分を農業者へ補給する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		7,922 円			
		うち補助対象経費		7,922 円			
		補助対象経費の内訳		H30年度開始分2件		4,763 円	
				R1年度開始分1件		425 円	
				R2年度開始分1件		2,734 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		利子補給率年0.75%以内			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	該当期間ごとに融資機関から交付申請を受けて交付するものであるため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		融資の利子補給を通じて、農業経営の安定や担い手の確保に寄与した。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		産業振興事業補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山商工会議所		代表者名	会頭 高橋秀治		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市産業振興事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成23年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市内商工業の総合的な改善発展を図り、かねて一般の社会福祉の増進に資することを目的とした団体である商工会議所に代わる団体が他には無いため。				補助制度検証	—
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		商工業の活性化や、新たな特産品の開発などにより、市内産業の活性化を行う。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		2,922,000 円		3,200,000 円		5,131,000 円	5,400,000 円
		(2,922,000 円)		(3,200,000 円)		(5,131,000 円)	(5,400,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		地域資源(桃太郎伝説)を活用した活性化事業の推進 産業振興祭の開催 創業支援セミナーの開催 犬山商工会議所会報やホームページを活用し、会議所会員へのサービス向上の実施					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			不明		
		うち補助事業全体の経費			18,254,648 円		
		うち補助対象経費			10,262,547 円		
		補助対象経費の内訳			観光振興・商業活性化事業		334,745 円
					工業振興・地域振興活性化事業		1,656,485 円
					市内産業PR・市民交流事業		3,536,825 円
					人材採用支援事業		106,309 円
					施策情報周知事業		3,492,880 円
					創業支援事業		280,121 円
					新春講演会事業		605,182 円
			知産地商プロジェクト		250,000 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		2分の1			
		補助限度額		未設定(予算の範囲内)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	事業計画に基づき交付決定を行い、事業完了後に確定を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		特産品や市内企業のPR、観光コンテンツの掘り起し、市内事業者のIT・DX化支援、創業支援により市内産業の振興につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		日本政策金融公庫融資制度利子補給補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 16件		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成21年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		中小企業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保を行う。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		51,800 円	125,700 円	385,800 円	300,000 円		
		(51,800 円)	(125,700 円)	(385,800 円)	(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		借入金の利子の支払い					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		386,491 円			
		うち補助対象経費		386,491 円			
		補助対象経費の内訳		支払利子 386,491 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		当初より6回分(又は7回目から12回目まで)の利子の合計額			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助対象経費確定後の交付申請となるため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		中小企業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 14件		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成24年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		中小企業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保につなげる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		2,873,500 円		2,860,400 円		1,395,700 円	3,000,000 円
		(2,873,500 円)		(2,860,400 円)		(1,395,700 円)	(3,000,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		融資に要する保証料の支払い					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			1,565,428 円		
		うち補助対象経費			1,565,428 円		
		補助対象経費の内訳			支払保証料 1,565,428 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		10分の10又は2分の1			
		補助限度額		30万円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	融資の繰上返済により保証料の返還が生じるため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		中小企業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		小規模企業等振興資金融資利子補給補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 14件		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成24年度	補助終了年度 令和9年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証 —
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		中小企業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保を行う。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算
		337,100 円		435,000 円	274,000 円	600,000 円
		(337,100 円)		(435,000 円)	(274,000 円)	(600,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		借入金の利子の支払い				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—	
		うち補助事業全体の経費			274,546 円	
		うち補助対象経費			274,546 円	
		補助対象経費の内訳			支払利子 274,546 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		小規模企業等振興資金融資に係る当初より6回分の利子の合計額		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	補助対象経費確定後の交付申請となるため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		中小企業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながった。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		創業等支援資金融資信用保証料補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内創業者 1件		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	創業等支援資金融資信用保証料補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成23年度	補助終了年度	令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		創業を支援することで市内事業所が増え、産業の活性化につながるため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		205,700 円	365,400 円	187,000 円	400,000 円		
		(205,700 円)	(365,400 円)	(187,000 円)	(400,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		創業支援融資に要する信用保証料の支払い					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		374,000 円			
		うち補助対象経費		374,000 円			
				創業支援融資に係る支払保証料		374,000 円	
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		2分の1			
		補助限度額		30万円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	融資の繰上返済により保証料の返還が生じるため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内で創業等を行う者を支援することにより、市内産業の発展及び振興につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		小規模事業経営支援事業補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山商工会議所		代表者名	会頭 高橋秀治		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市小規模事業経営支援事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成23年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市内商工業の総合的な改善発展を図り、かねて一般の社会福祉の増進に資することを目的とした団体である商工会議所に代わる団体が他には無いため				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内小規模事業者へ経営支援を行い活性化させることが、地域経済全体の活性化につながるため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		5,863,000 円		4,511,000 円		5,110,000 円	5,600,000 円
		(5,863,000 円)		(4,511,000 円)		(5,110,000 円)	(5,600,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		経営指導員、経営指導補助員、記帳指導員、記帳指導補助員、事務局長の設置、市内小規模事業事業者に対する経営指導、講習会の開催					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			不明		
		うち補助事業全体の経費			56,530,794 円		
		うち補助対象経費			13,941,252 円		
		補助対象経費の内訳			職員設置		6,511,077 円
					講習会開催費(集団等)		397,268 円
					金融指導事務費		2,936 円
					旅費交通費		139,640 円
					指導事務費		2,981,098 円
					指導施設等改修費		2,517,324 円
					講習会開催費(個別専門相談)		1,391,909 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		3分の1(小規模事業経営支援)及び3分の2(専門家経営相談支援)			
		補助限度額		未設定(予算の範囲内)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	事業計画に基づき交付決定を行い、事業完了後に確定手続きを行うため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		市内小規模事業者の活性化に関する事業を支援することで、地域経済全体の活性化につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					—

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		セーフティネット資金融資信用保証料補助金		市の担当部課	経済環境部産業課			
				問い合わせ先	0568-44-0340			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 1件		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	セーフティネット資金融資信用保証料補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成23年度	補助終了年度 令和9年度		
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	—	
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		中小企業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保につなげる。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算	
		561,800 円		557,900 円		91,400 円	600,000 円	
		(561,800 円)		(557,900 円)		(91,400 円)	(600,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		融資に要する保証料の支払い						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—			
		うち補助事業全体の経費			182,997 円			
		うち補助対象経費			182,997 円			
		補助対象経費の内訳			支払保証料			182,997 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		10分の10				
		補助限度額		10万円				
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	融資の繰上返済により保証料の返還が生じるため			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		中小企業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながった。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		産業振興補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 のべ33件		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市産業振興補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成30年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		積極的な事業展開を行なおうとする中小企業者を支援することで、地域経済の振興と雇用の確保につなげる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		1,591,800 円		2,959,400 円		2,468,800 円	2,800,000 円
		(1,591,800 円)		(2,959,400 円)		(2,468,800 円)	(2,800,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		展示会への出展、研修会への参加、就職・転職説明会への参加					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			8,199,830 円		
		うち補助対象経費			8,199,830 円		
		補助対象経費の内訳			展示会出展費用		5,543,015 円
					人材育成事業		526,815 円
					就職・転職説明会への参加		880,000 円
					就職情報サイトへの掲載		1,250,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		2分の1以内			
		補助限度額		36万円から2万円(活用する支援内容による) 1事業者あたり40万円まで			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	予定額で申請を受け付けるため。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		中小企業者の販路拡大及び、生産性向上により産業の振興につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		セーフティネット資金融資利子補給補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 1件		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度 令和7年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証 —
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		中小企業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保につなげる。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算
		300,000 円		60,800 円	300,000 円	—
		(300,000 円)		(60,800 円)	(300,000 円)	—
市の補助金を使って 実施した事業の内容		借入金の利子の支払い				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—	
		うち補助事業全体の経費			1,394,870 円	
		うち補助対象経費			1,394,870 円	
		支払利子			1,394,870 円	
		補助対象経費の内訳				
補助額の算出方法		補助率、補助額		セーフティネット資金融資に係る当初より6回分の利子の合計額		
		補助限度額		30万円		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	補助対象経費確定後の申請のため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		中小企業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながった。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		事業継続支援補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内事業者 11件		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市事業継続支援補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度 令和8年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証 —
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		中小企業者に対し、長く市内で事業が続くよう支援することで、地域経済の振興と雇用の確保を行う。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績
		12,475,000 円		18,227,000 円		8,212,000 円
		(12,475,000 円)		(18,227,000 円)		(8,212,000 円)
令和8年度予算		20,000,000 円				
令和8年度予算		(20,000,000 円)				
市の補助金を使って 実施した事業の内容		市が委託する中小企業診断士の指導を受けながら、中小企業者自らが策定した経営計画の実現のための専門家活用及び設備投資				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—	
		うち補助事業全体の経費			18,424,119 円	
		うち補助対象経費			18,424,119 円	
		補助対象経費の内訳			設備投資や専門家への報酬	
					18,424,119 円	
補助率、補助額		2分の1				
補助限度額		専門家による支援50万円、設備投資100万円(併用の場合は100万円)				
精算の有無 (変更交付)		無	その理由	補助額確定後の支払いとなるため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内中小企業者の設備投資、専門家活用を支援することで、認知度向上や企業ブランド戦略の構築、外部発注していた事業の内製化や生産性向上、事業拡大、新商品開発につながり、地域経済の振興につながった。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—	
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—				

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		創業支援補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内創業者 6件		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市創業支援補助金	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和6年度	補助終了年度 令和8年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証 —
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		新たに創業をする者の負担を軽減し、効果的な事業活動の展開を促進することで、地域経済の活性化を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算
		—		4,629,000 円	5,808,000 円	6,100,000 円
		—		(4,629,000 円)	(5,808,000 円)	(6,100,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		市が委託する中小企業診断士の指導を受けながら、創業希望者自らが策定した経営計画の実現のための専門家活用及び設備投資				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—	
		うち補助事業全体の経費			27,808,197 円	
		うち補助対象経費			17,917,624 円	
		補助対象経費の内訳			設備投資や広報費等の経費 17,917,624 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		2分の1		
		補助限度額		設備投資100万円(併用の場合は100万円) 市内への移住を伴う場合、引越し費用等最大110万円の加算		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	補助額確定後の支払いとなるため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		創業希望者の創業計画の策定や設備投資、広報費等を支援することで創業者の負担軽減につながり、地域経済の振興につながった。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		商業団体等街路灯等電灯料補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		協同組合犬山駅前通り発展会 はじめ全5件		代表者名	代表理事 松浦 英幸 はじめ全5件		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市商業団体等事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成14年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 —	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		発展会が街路灯を管理することが、地域の商業振興、安心・安全に寄与するため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算	
		165,400 円		205,400 円	202,200 円	314,000 円	
		(165,400 円)		(205,400 円)	(202,200 円)	(314,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		発展会が所有、管理する街路灯の電灯料の支払い					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		556,700 円			
		うち補助対象経費		506,270 円			
		補助対象経費の内訳		支払電灯料 506,270 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		10分の4			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助対象経費確定後の申請のため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		発展会による街路灯の管理が継続された。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		商業団体等事業費補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市商業団体等事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成12年度	補助終了年度 令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		積極的な販売促進活動により、市内の賑わいの創出につながる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		0 円		0 円		0 円	0 円
		(0 円)		(0 円)		(0 円)	(0 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		R7年度実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			—		
		うち補助対象経費			—		
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		10分の2			
		補助限度額		100万円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	予定額で交付申請を行うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		特産品協会事業費補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市特産品協会事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成23年度	補助終了年度	令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		郷土特産品のPR、販売促進のためには、生産者を主とした当該団体を支援することが効果的であるため。				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市内外で販売会を実施することにより、郷土特産品がPRされ、生産者の販路拡大に貢献し、特産品のみならず市の知名度向上につながる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算	
		0 円		0 円	0 円	150,000 円	
		(0 円)		(0 円)	(0 円)	(150,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		R7年度実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
		うち補助事業全体の経費			—		
		うち補助対象経費			—		
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		市長が定める額			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	実施した公益的事業の費用に基づき補助額を決定するため。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		労働者福祉団体補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市労働者福祉団体補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	令和9年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		労働者の福祉事業活動を推進する当該団体への補助が目的となっているため。				補助制度検証	—
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		労働者の生活向上のために福祉事業活動を行っているため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		0 円	0 円	0 円	0 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		R7年度実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額			
		補助限度額		20万円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	交付額以上に公益的事業が実施されているため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		就労移住支援金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市就労移住支援金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	令和9年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		首都圏から市への移住と就労を促進するため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		0 円	0 円	0 円	0 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		R7年度実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額			
		補助限度額		100万円(複数人世帯) 60万円(単身世帯) ただし、条件により加算有り			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	定額交付のため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		—					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。